

## ◎測量法の一部を改正する法律

(平成一九年五月二三日法律第五五号)

### 一、提案理由 (平成一九年四月一〇日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣 (冬柴鐵三君) ただいま議題となりました測量法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年のデジタル技術の発達により、測量によって得られた地図等の測量成果についても電子データによる普及が進み、これらの電子データをより効率的に提供する手段としてインターネットによる迅速な提供が求められているところであります。

また、国民に提供された地図等が円滑に利用されるためには、国や地方公共団体がその利用のための手続の合理化を図っていくことが必要であります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本測量を行う国土地理院が作成した地図等を、その刊行に加え、インターネットによっても広く国民に提供することとする措置を講ずることとしております。

第二に、地図等の複製につきまして、これまで禁じていた営利目的の複製も承認できるようにするとともに、手続の簡素化を図るため、測量目的などの場合のみ国土地理院や地方公共団体等の承認を要することとする規制の合理化を行うこととしております。

第三に、国土地理院におきまして、地方公共団体等有する地図等の複製・使用承認手続の申請受理を行うことにより、インターネット上で地図等のワンストップサービスを行うための措置を講ずることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

### 二、参議院国土交通委員長報告 (平成一九年四月一三日)

○大江康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製又は使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、測量成果のインターネット提供による便益と個人情報保護等への配慮、複製承認手続の適正化やワンストップサービスの円滑な運用等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、衆議院国土交通委員長報告 (平成一九年五月一七日)

○塩谷立君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、または電磁的方法、いわゆるインターネットにより提供しなければならないこと、

第二に、基本測量及び公共測量の測量成果の複製について、国土地理院の長または測量計画機関の承認を要する場合を、測量の用に供し、刊行し、またはインターネットで提供するために複製しようとする場合に限定すること、

第三に、測量計画機関は、公共測量の測量成果に係る複製承認または使用承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができること等であります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十日に本委員会に付託され、十一日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日に質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。